



簡易課税制度選択不適用届出書の提出時期で争い

インボイスや吸収合併、 最近の簡易課税を巡る裁決

令和5年10月1日から導入されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）だが、制度導入後、初めての裁決事例が明らかとなった。インボイス制度導入の際ににおける簡易課税制度選択不適用届出書の提出時期を巡って争われたもの。請求人は、課税期間の途中でインボイスの登録申請した場合は、簡易課税制度選択不適用届出書を提出することが時系列的に不可能であるとしたが、審判所は、同不適用届出書を提出せずインボイスの登録申請を行ったのは請求人自身の判断であるとして請求人の主張を斥けている。また、11月5日に会計検査院が指摘した吸収合併における簡易課税の適用の判定の際に用いる基準期間について争われた裁決事例も本誌は入手。特集では、簡易課税制度を巡るこれらの裁決事例2件を紹介する。



インボイス制度導入後の初の裁決事例

1件目に紹介するのは、インボイス制度の導入後、初めての裁決事例だ（東裁（諸）令6第54号）。インボイス制度導入の際ににおける簡易課税制度選択不適用届出書の提出時期を巡って争われたものである。

請求人（法人）は免税事業者であったが、インボイス制度導入に合わせて、令和5年4月28日にインボイス制度の登録申請を行っており、これにより令和5年10月1日から同年12月31日までの期間において免税事業者でなくなった。しかし、請求人は、従前に簡易課税制度選択届出書を提出していたため、その後、令和5年10月4日に簡易課税制度選択不適用届出書を提出するとともに、簡易課税選択不適用届出書が提出期限日（令和4年12月31日）に原処分庁に提出されたもの

易課税制度選択不適用届出に係る特例承認申請書」を提出したが、原処分庁はやむを得ない事情には当たらないとして申請を却下したもの。なお、特例承認申請書には、提出期限日までに不適用届出書が提出できなかった事情として「令和5年4月28日適格請求書発行事業者の登録申請をしたため。」と記載されていた。

不適用届出書の提出は時系列的に不可能

請求人は、免税事業者が本件課税期間開始後にインボイスの登録申請をする一方で、同課税期間から簡易課税制度の適用を受けないことを希望する場合、提出期限日（令和4年12月31日）までに不適用届出書を提出することは時系列的に不可能であることからすると、不適用届出書を提出していなかったとしても、「やむを得ない事情」（当注27条②）が

最新号（12月15日号）の掲載記事となります。

本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。